

事 務 連 絡

平成20年3月25日

社会保障審議会

介護給付費分科会委員各位

厚生労働省老健局老人保健課

重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る答申について

日頃から、社会保障審議会介護給付費分科会の運営に当たりまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月25日の第50回社会保障審議会介護給付費分科会において御審議いただきました重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問（報告）について、別添のとおり、答申がありましたので送付させていただきます。

(事務局連絡先)

老健局老人保健課総務係・企画法令係

TEL 03-3595-2490

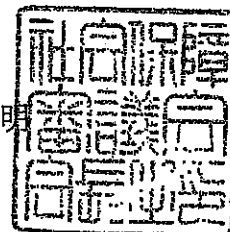
FAX 03-3595-4010

写

社保審発第4号
平成20年3月25日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について
(答申)

平成20年3月25日厚生労働省発老第0325001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする。

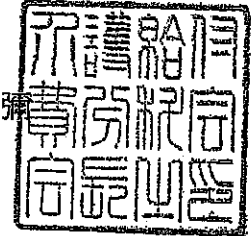
1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。



分介発第 0325001 号
平成 20 年 3 月 25 日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 彌



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 20 年 3 月 25 日厚生労働省発老第 0325001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年 9 月末までに結論を得るものとする。

1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。